

教育職員免許状の確認について

岐阜県教育委員会
義務教育課
高校教育課

採用候補者名簿登載にあたり、皆さまの「教育職員免許状」を確認します。

別紙「教育職員免許状の確認フロー」に基づき、あなた自身の状況及びお手持ちの免許状の状態を確認し、必要な書類を提出してください。

また、免許状の有効期間が過ぎている等の場合は、必要な手続きを行ったうえで、書類の提出をお願いします。

1 確認方法

- (1) 別紙「教育職員免許状の確認フロー」で、あなた自身に当てはまる選択肢を選んでルートをたどり、ご自身が「①～⑫」のどれに当たるかを判断してください。
- (2) ご自身が「①～⑫」のどれに当たるか決まったら、それぞれに必要な手続き「A～D」をしてください。

2 必要な手続きについて

手続き 類型	当てはまる 番号	必要な手続き	手続きする時期
A	②、③	<p>○義務教育課免許係へ連絡し、ご自身の免許状の有効性を確認する。</p> <p>○有効性確認に必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（漢字）※旧姓を含む ・生年月日（和暦） <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【免許状が有効な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Bの手続きに進む <p>【免許状が有効ではない（失効）場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Cの手続きに進む 	直ちに！
B	①、④、⑤ ⑦、⑧	<p>○以下の書類を提出してください。</p> <p>◆全員</p> <p>(1) 免許状の写し（所有するものすべて）</p> <p>◆④、⑧の者</p> <p>(1)に加え</p> <p>(2) 更新、延長（延期）、免除等の証明書</p> <p>◆⑤の者</p> <p>(1)に加え</p> <p>(3) 期限の日に現職教員ではなかったことが分かる書類</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校以外での雇用契約書の写し ・ 学校の退職辞令 <p style="text-align: right;">など</p>	【提出期限】 令和6年11月22日

手続き 類型	当てはまる 番号	必要な手続き	手続きする時期
C	⑥、⑨ ⑩、⑪	○義務教育課免許係に対し、 免許状の授与申請 を行ってください。 ※手続きに必要な書類は、県教育委員会のホームページをご覧ください。 （「岐阜県」「教員免許」で検索） ○免許状が授与されたら、Bと同様、 免許状の写しを提出 してください。	直ちに！ 【免許状写し提出期限】 令和6年11月22日
D	⑫	○在学中の大学（院）等の指示に従って、免許状の授与申請を行ってください。	大学等の指示による 【免許状写し提出期限】 《小・中学校》 ※各教育事務所の指示に従って提出 《高等学校・特別支援学校》 令和7年4月1日 ※勤務校の学校長に提出

- ※1 免許状がお手元がない（紛失等）方は、代わりに「免許状授与証明書」（原本）を提出してください。「免許状授与証明書」は、免許状を授与した都道府県教育委員会で発行することができます。
- ※2 Cの手続きが必要な方で、令和7年3月中旬までに免許状の写しを提出できない（免許状がお手元に届かない）場合、令和7年3月31日までに必要免許状が取得できないことが分かった場合は、速やかにご連絡ください。

(問い合わせ先)

採用に関すること	義務教育課 小中学校人事係 058-272-8740 高校教育課 県立学校教員人事係 058-272-8741
免許に関すること	義務教育課 免許係 058-272-8742